

八郷伝報

No. 152 1968. 3. 1

田園都市特集号

夢の八郷町実現のため 田園都市建設事業実施へ

田園都市建設事業地域の 指定を受ける

八郷町は、このほど「田園都市建設事業地域」として、県の指定を受けました。
 この指定は、工業化、都市化の見とおしのない純農村的性格の強い町村が対象となり、昭和四十二年度に八郷町をはじめ、瓜連町、玉造町の三町が指定されました。

八郷町は、このほど「田園都市建設事業地域」として、県の指定を受けました。この指定は、工業化、都市化の見とおしのない純農村的性格の強い町村が対象となり、昭和四十二年度に八郷町をはじめ、瓜連町、玉造町の三町が指定されました。

田園都市とは

現在進められている農業構造改善事業をはじめ、いろいろな農業生産面での改善策が行なわれ、生産面においては年々改善が進み、それにもなつて農業従事者の所得が引き上げられつつあります。が、依然として若い人の都市へ、他産業への流出現象が多くなり、また、農家の嫁ぎきなどにより農業後継者の不足をきたしてあります。

このように、農林、畜産などの構造改善による生産基盤の改善とあいまつて生産技術の向上により所得の増大がはかられている一方、農業後継者の不足をきたしてあります。

建設協議会を設立

この指定を受けると、建設計画樹立のための事務費や建設事業に対し、県から補助金が交付されるほか、現行制度

この指定を受けると、建設計画樹立のための事務費や建設事業に対し、県から補助金が交付されるほか、現行制度

田園都市建設事業を 進めるにあたって



八郷町長 吉田次郎

ここ数年、農村では、農業構造改善事業をはじめ各種の農業生産面での改善施策が進められ、生産および社会生活面ともかなり向上してきています。が、都市に比べてまだまだ格差があり、立ちおくれていることは否定できない事実であります。

八郷町としても、新町発足以来、農林業の振興を町行政の基本として、それぞれ

モデル集落を指定

事業を進めるにあたっては、田園都市建設促進対策要綱にもとづいて、積極的

事業を進めるにあたっては、田園都市建設促進対策要綱にもとづいて、積極的

田園都市建設を了承し、関係予算を可決



(議会で説明する助役)

この二月二十日、昭和四十二年八郷町議会第三回臨時議会が役場で開かれました。議会は、本会議に先立ち、田園都市建設事業についての全員協議会を開催しました。

協議会では、まず町長から八郷町は、県の田園都市建設

昭和四十三年に明るく、みよい、希望に満ちた田園都市の計画づくりをする

昭和四十三年に明るく、みよい、希望に満ちた田園都市の計画づくりをする

八郷町農業委員会が、この二月二十六日に役場で開かれました。

八郷町農業委員会が、この二月二十六日に役場で開かれました。

- ### 田園都市建設協議会を設立
- モデル集落には推進委員会を
- △職員時間外手当 三万円
 - △臨時雇賃金 二万円
 - △普通旅費 三万円
 - △備品代 三千元
 - △農業委員会 〇
 - △でも説明 〇
 - △企画費 四十九万七千円
 - △田園都市建設協議会及び推進委員会報酬 七万七千円
 - △研究会等の講師謝礼七万円
 - △協議会、推進委員会、集落座談会等の謝費七万五千元
 - △諸会議会場借上料 七千元
 - △基礎調査書及び趣旨普及チラシ印刷代 二十万円

明くる住みよい、希望にみちた農村をつくる田園都市建設事業は、町民みなさんがこの事業をよく理解し、積極的協力が必要ならば成功いたします。

明くる住みよい、希望にみちた農村をつくる田園都市建設事業は、町民みなさんがこの事業をよく理解し、積極的協力が必要ならば成功いたします。

建設事業は

年度別計画で

田園都市建設事業は、年度別計画で進められることになり、そのための、作業は建設の拠点となる「モデル集落」と町全体の計画を樹立するための基礎調査から始められます。この基礎調査からはじめられ、これからの進めかたと内容については、おおむねつぎのようになります。

基礎調査

町とモデル集落の農業生産や社会、生活の実態を把握して改善の構想を実現するにあたっての問題点を明らかにするために四十二年に基礎調査をすることになり、すでにその作業を進めています。

計画の樹立

計画は、四十三年に樹立

区分	第1年次 (昭和44年度)	第2年次 (昭和45年度)	第3年次 (昭和46年度)	計
県費	500万円	300万円	300万円	1,100万円
町費	200万円	200万円	200万円	600万円
集落住民負担	2カ年を通じ一戸平均1万円			

基金の対象になる事業

1 補助事業

施設の種類	説明
○農業生産環境改善施設	生産と生活の場の分離など施設配置の合理化を目的とした農業生産の共同施設
○道路整備事業	農家と集落内の主要施設を結ぶ道路の新設改良
○田園都市センター	研修、娯楽、集会、保育などの共同施設を総合的に備えた施設とする。また児童遊戯施設、公園を含む
○住宅環境改善施設	モデル農家住宅 実施計画にしたがって移転する場合で、生産と生活の場、および私生活と社会的生活の分離を目的とした家(新築)屋敷の改善のモデルとする。
○特認事業	田園都市建設上重要で事業の効果が大きい、基金の補助事業として適当と認められる事業

2 融資事業

施設の種類	説明
○農業生産環境改善施設	生産と生活の場の分離など施設配置の合理化を目的とした個人施設
○共同墓地	
○共同給水施設	
○児童遊戯施設	
○家事共同化施設	
○住宅団地造成	
○特認事業	

とになるので、これら制度を効果的に活用して建設事業を進めることとなります。

(2) モデル集落の事業の実施

集落の建設事業の実施は、「実施計画」にもとずいて、四十四年度から四十六年度の三カ年にわたって行なわれます。事業は、集落の総合的な改善整備が行なわれることになり、実施にあたっては多額の資金が必要となるので、円滑適正な事業の推進をはかるため、県、町、受益者がそれぞれ資金を出し合って「基金」を設け、この基金を運用して事業を進め、四十六年度までにモデル集落の建設が完了します。

事業の実施

(1) 町全体の事業の実施

四十四年度から「八郷町田園都市建設基本構想」にもとづいて事業の実施に入ります。この事業には、特別県からの補助はありませんが、現行制度で認められる補助や融資事業が優先的に適用されることとなります。

モデル集落建設は 基金を活用

とになります。

基金の原資

モデル集落建設のための補助を目的として設置される「田園都市建設基金」の原資は、四十四年度から四十六年度の事業実施期間内の三カ年を通じ、県から一千万円、町から六百万円の補助金が交付され、さらに地元(モデル集落)住民が負担する一戸平均一万円(四十四年度と四十五年の二カ年を通じ)の額、すなわち一千万七百万円プラス地元住民負担金があてられることとなります。(別表参照)

基金の運用

モデル集落の事業を進めて行くには、現行制度をつとめて有効的に活用することになります。現行制度においては、現行制度では実施することが困難な事業、あるいは生活環境の改善整備のように収益性の低い事業が数多く含まれるようなこととなります。このため、これらの事業を対象に、四十四年度から四十六年度の三カ年にわたる事業実施期間内に、「基金」をとりくつしながら建設事業を推進することになります。

補助対象事業

基金の補助対象となる事業は、おおむね別表のとおりですが、これらの事業に対する補助率は、(1)別表の「補助事業」に掲げられている事業を実施する場合に、施設整備に要する経費の五〇%以内の率で補助されます。(2)別表の「融資事業」に掲げられている事業で、融資を受けて行なう事業については、融資額の十五%以内の率で補助されることとなります。

モデル集落の選定に着手 実施希望の集落は申出を

田園都市建設事業は、昭和四十四年度から実施に入りますが、この事業は、町全体の事業を実施すると同時に、条件に合った集落の中から一つの集落を指定し、そこを集中的に資金を投入して理想の集落をつくり、全町へ波及させるためにモデル集落を建設いたします。第一年度の昭和四十二年には、このモデル集落の基礎調査を終了しなければならず、指定される集落は、早急に申出ください。

「モデル集落」に指定されるには

モデル集落は、県で示された「田園都市建設促進対策要綱」にもとづいて指定されますが、指定の目的は建設事業をスムーズに推進するため、重点的に事業を実施して、模範的集落をつくり、集落を拠点として町全体に波及させようとするもので、選定基準は次のとおりです。

- (1) 農業生産および生活のうえで日常結合しあっている集落であること。
 - (2) 集落内の住民に田園都市建設事業に関して、積極的な意欲が認められること。
 - (3) 農業生産の基盤が整備された地区であること。
- 以上の三つが選定基準になっております。
- 集落の建設事業は、前記のとおり三カ年の実施計画がつけられ、それにもとづいて事業を行なうこととなります。事業の実行にあたっては、現行制度において補助あるいは融資の適用を受けられるものについては総合的に活用することになります。
- しかし、実施計画が広範囲にわたるため、現行制度の適用を受けられない事業や生活環境の改善などにより収益性の低い事業または、現行制度で

は実施困難な事業が多く含まれることとなります。これらの事業については、基金から補助を受けて事業を行ない、四十六年度までに集落建設事業を完了します。

基金からの補助は、「補助事業」については、事業に要する経費の五〇%以内、「融資事業」については、融資額の十五%以内と制限されているため、補助外の経費は、受益者が負担することになります。

これらの経費については、自己資金をあてるほか、一時的な多額の借入をさけるために、融資を有効的に活用して、長期にわたり少額ずつ返済するなど、経費の負担をできるだけ軽減する方法をとることになります。

このように、モデル集落建設事業は限られた基金の補助と、現行制度の活用により進められるため、受益者が負担する経費は相当多額になるのに対して、選定基準に適合しているのみでなく、十分な話し合いを持ち、集落全体が事業に対する認識を深め、さらに協力体制の整った集落であることが指定要件になるわけ

田園都市建設を成功させて、夢の町づくりをしよう!

私たちの八郷町には、きれいな空気と豊かな太陽、そして緑にまつまれた大地があります。この恵まれた自然的条件を十分生かして、明るく住みよい希望にみちた農村を建設し、夢の八郷町を実現させるため、町ぐるみで協力いたしましょう。